|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 項 目**学習指導要領に示されている自立活動の内容（６区分と２７項目）** | 項 目 の 説 明 |
| 健　康　の　保　持 | (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること | 体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調整や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ることを意味している。　　　　　　　　　　　　　　 |
| (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること | 自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすることを意味している。　　　　　　　　　　　　　 |
| (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること | 病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすることを意味している。　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること　　　　　　　　　 | 自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上または生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくことを意味している。　 |
| (5)健康状態の維持・改善に関すること | 障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすることを意味している。　　　　　　　　　　　　　　特新担第Ⅰ回　講義・演習資料 |
| 心理的な安定 | (1)情緒の安定に関すること | 情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすることを意味している。 |
| (2)状況の理解と変化への対応に関すること | 場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けることを意味している。 |
| (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること | 自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、積極的に障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服しようとする意欲の向上を図ることを意味している。 |
| 人間関係の形成 | (1)他者との関わりの基礎に関すること | 人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにすることを意味している。 |
| (2)他者の意図や感情の理解に関すること | 他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすることを意味している。 |
| (3)自己の理解と行動の調整に関すること | 自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになることを意味している。 |
| (4)集団への参加の基礎に関すること | 集団の雰囲気に合わせたり、集団に参加するための手順や決まりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになることを意味している。 |
| 環　境　の　把　握 | (1)保有する感覚の活用に関すること | 保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにすることを意味している。 |
| (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること | 障害のある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにすることを意味している。 |
| (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること | 保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりすることを意味している。 |
| (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること | いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすることを意味している。　　　　　　　　　　　　　 |
| (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること | ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすることを意味している。 |
| 身　体　の　動　き | (1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること | 日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、間節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関することを意味している。 |
| (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること | 姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにすることを意味している。 |
| (3)日常生活に必要な基本動作に関すること | 食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすることを意味している。 |
| (4)身体の移動能力に関すること | 自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ることを意味している。 |
| (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること | 作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めることを意味している。 |
| コミュニケーション | (1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること | 幼児児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けることを意味している。 |
| (2)言語の受容と表出に関すること | 話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすることを意味している。 |
| (3)言語の形成と活用に関すること | コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすることを意味している。 |
| (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること | 話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにすることを意味している。 |
| (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること | コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにすることを意味している。 |

＜参考＞特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）平成30年3月　文部科学省